

令和7年5月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 2 3 回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和 7 年 5 月 1 5 日 (木) 午前 9 時 0 0 分
- 2 開催場所 柳井市役所 3 階 大会議室
- 3 出席委員

1 番	寺西	久美子	君	2 番	菅岡	利夫	君
3 番	山重	義則	君	5 番	中元	茂雄	君
6 番	原田	淳一	君	7 番	下土井	進	君
8 番	勝本	澄人	君	9 番	亀山	真由美	君
1 0 番	鈴木	喜義	君	1 1 番	岡本	幸子	君
1 3 番	宮本	三雄	君				
- 4 欠席委員 1 2 番 斎藤 貴之 君
- 5 欠 員 1 名
- 6 説明のため出席した者

事務局局長	楠原	慎太郎	君
事務局次長	中原	賢	君
- 7 記事ならびに議事録調整者
職員 相本 裕紀 君

会議に付議した事項

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 議案第 1 1 1 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 1 1 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 1 1 3 号 | 農用地利用集積等促進計画(一括)の決定について |

第 23 回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第 23 回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13 名中 11 名で、定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員を指名いたします。
会議録署名委員は、会議規則第 16 条の規定により、議長において
鈴木委員と岡本委員をお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんか。
 (異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第 111 号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第 111 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につい
(3 条-1) て、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号 1 番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積 1,977 m²
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すもの
です。
受人は会社経営をしており、本社のある●●●に住所を置き、支店
のある柳井市と行き来しております。申請地は支店に隣接しているた
め、耕作管理が便利であり、会社の従業員と共同で水稻および野菜の
栽培を行うものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から北に約 9
00 m の距離にある●●●●●●●●付近の農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要
件を審査した結果適当と考えられ、農地法第 3 条第 2 項各号に該当し
ないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきましては、菅岡委員。

2番 菅岡君

整理番号1番でございますが、4月28日に関係委員、事務局とともに現地を調査しております。以前太陽光発電の5条申請があった土地の西側になります。従業員の中にも農業経験者がおり、農業を行うと聞いております。現在休耕中で水稻、麦、野菜等の作付けでよい方向に向かうと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了しまして、議案第111号の整理番号1番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第111号の整理番号1番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、議案第112号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君
(5条-1)

議案第112号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●字●●●●●番 地目 畑 面積235㎡ 外1筆 合計 畑 417㎡です。
利用状況は、耕作中で権利の種類は所有権の移転です。
渡人は高齢で耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。
受人は現在●●●のアパートに家族3人で居住しており、申請地に2階建ての建物を建築し、1階部分を整骨医院、2階部分を家族の居住部分として利用するものです。また、自己用及び来客用の駐車場8台分も併せて整備する計画です。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●から北西に約400mの距離にある●●●●●沿いの農地です。
審査基準の適合については、別紙の現地調査のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農

地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積270㎡です。
利用状況は、休耕中で権利の種類は所有権の移転です。
渡人は高齢で耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。
受人は●●●で不動産業等を営む法人で、申請地を宅地造成し、建売住宅1棟を建築するものです。
隣接地は、同受人及び同申請内容にて、令和5年10月16日付で5条許可証を交付しております。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から北に約600mの距離にある●●●●●●●●沿いの農地です。
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(5条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積646㎡です。
利用状況は、休耕中で権利の種類は所有権の移転です。
渡人は●●●に居住しており、耕作管理が困難なため、譲り渡すものです。
受人は●●●で不動産業等を営む法人で、申請地を3区画に宅地造成し、建売住宅3棟を建築するものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から南西に約100mの距離にある●●●●●●●●沿いの農地です。
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきましては、菅岡委員。

2番 菅岡君

整理番号1番ですが、4月28日に現地調査をしております。皆さんご存じのとおり、以前からチラシで売地として出ていたものです。都市計画区用途域内でまた区画整理をした土地でございますので、特段問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、何か質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号2番3番につきましては、原田委員。

6番 原田君 整理番号2番につきまして、4月28日に現地調査をしております。すでに周りは住宅地になっておりまして、別段問題ないと思われます。

整理番号3番につきまして、4月28日に現地調査をしておりますが、周辺への影響もないと思います。ご審議の保護よろしく願います。

議長 宮本君 整理番号2番3番につきまして、何か質疑のある方はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第112号の整理番号1番から3番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第112号の整理番号1から3番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第113号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第113号 農用地利用集積等促進計画(一括)の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画一覧表(一括)をご覧ください。

市長より令和7年4月25日付けで、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。

計画は1件 1筆 面積1,343㎡です。

農業経営基盤強化促進法に基づく相対等の利用権設定は、令和7年3月末で経過措置期間が終了し、令和7年4月からは農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(一括)に一本化されます。

よって、令和7年4月からの利用権設定につきましては、貸人、借人及び山口県農地中間管理機構として農地中間管理業を行う、公益財団

法人やまぐち農林振興公社の３社契約となります。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

７番 下土井君

今後利用権設定をする場合、全て手元の資料の様式になりますか。
市長からの諮問に対して農業委員会が回答するということになりますか。

次長 中原君

そのとおりでございます。

議長 宮本君

他に質疑のある方はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第１１３号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第１１３号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

以上をもちまして総会は閉会とします。

（閉会 午前９時２０分）